尾瀬国立公園

尾瀬生態系維持回復事業計画

平成 22 年 10 月 21 日

農林水産省
環　境　省

１．生態系維持回復事業計画の名称

尾瀬国立公園　尾瀬生態系維持回復事業計画

２．生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

３．生態系維持回復事業計画の計画期間

平成 22 年 10 月 21 日から平成 26 年３月 31 日までとする。

４．生態系維持回復事業の目標

尾瀬国立公園には、尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の湿原のほか、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳等の山岳地帯の山頂周辺にも湿原が発達し、ミズゴケ、モウセンゴケ、ニッコウキスゲ、ミズバショウ、オゼミズギク等が生育する希少な湿原植生を有している。また、山岳地帯には、オオシラビソやブナによる原生的な森林帯を有するとともに、キンロバイやハクサンコザクラ、オゼソウ、シナノキンバイ等の高山植物群落が発達している。

しかし、従来、ニホンジカの生息が確認されていなかった尾瀬において、1990 年代半ばにニホンジカの生息が確認されて以来、生息数の増加や生息域の拡大が確認されている。近年においては、ニホンジカによる採食圧の高まり、ニホンジカが土壌を掘り返えすことで形成されるヌタ場、ニホンジカが移動することによって形成されるシカ道等により、湿原を中心に植生攪乱が顕在化し、ニホンジカの影響を受けずに成り立ってきた尾瀬本来の生態系に回復不可能な影響が及ぶことが危惧されている。

本事業では、ニホンジカの防除等によって、尾瀬国立公園を構成する主要な生態系である周辺低木林を含む湿原生態系及びオオシラビソ、ブナを主体とする森林生態系に対するニホンジカの影響の低減を図り、尾瀬国立公園の原生的な生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。

５．生態系維持回復事業を行う区域

尾瀬国立公園全域

６．生態系維持回復事業の内容

（１）生態系の状況の把握及び監視

尾瀬の生態系を特徴づける植物の生育状況及び攪乱要因であるニホンジカの生息状況を把握するための調査を行い、その動向を定期的に監視（モニタリング）する。

①植物の生育状況の把握

保全対象に対するニホンジカの影響の推移を把握するため、植生攪乱の分布・面積、採食植物の種類等を経年的に調査する。

②ニホンジカの生息状況等の把握

ニホンジカの生息数を推定するためのライトセンサス調査、個体群の状態を把握

するための試料の収集・分析を経年的に行うとともに、季節移動ルート及び越冬地を把握するため、発信器の装着による追跡調査等を行う。

また、尾瀬国立公園及び周辺地域における捕獲数、日光利根地域個体群及び南会津地域個体群の捕獲数等の毎年のデータを集計・分析する。

（２）生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

上記（１）の調査・監視の状況を踏まえ、尾瀬国立公園区域内でのニホンジカの捕獲を実施する。必要に応じて、ニホンジカの移動ルートを分断する仕切り柵等を設置し、効率的な捕獲に努める。

なお、ニホンジカの捕獲に当たっては公園利用者の安全及び快適性の確保並びに植生及び他の動物への影響の最小化に留意する。

また、（１）の調査・監視の状況、効果的な場所や仕様等の検討を踏まえ、防鹿柵の設置、樹皮保護ネットの設置等による対策を行う。

（３）動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニホンジカによる攪乱後に植生の回復がみられない箇所については、上記（１）の調査・監視の状況を踏まえ、効果的な生育環境の改善手法についての検討、実証試験等を行う。

（４）生態系の維持又は回復に資する普及啓発

当該生態系の保護の必要性、ニホンジカによる被害状況、捕獲等の対策の必要性、本事業の実施状況等について、インターネットやパンフレット等を活用し、地域住民や公園利用者等に普及啓発を進め、本事業への理解と協力を働き掛ける。

（５）前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

事業を適正に評価するための監視手法、ニホンジカを誘導する柵の設置と組み合わせた捕獲等、より効果的な事業実施に関する調査研究、実証試験等を行う。

７．生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

（１）生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

本事業を順応的な考え方のもとに実施していくため、事業の効果、内容等の総括的な検証・評価を行い、本事業計画の見直しを行うこととする。

（２）生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項

ニホンジカの防除に当たっては、「鳥獣保護事業計画」、「特定鳥獣保護管理計画」、鳥獣被害防止特別措置法により関係市村が策定する「鳥獣被害防止計画」等との整合を図り、本事業区域外の移動経路ルートや越冬地での狩猟の促進や捕獲等の強化を促しつつ、地方公共団体を始めとした関係者と連携して実施するものとする。

なお、当該事業については、「尾瀬国立公園シカ管理方針」（平成 21 年３月尾瀬国立公園シカ対策協議会作成）との整合を図るものとする。

（３）生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

関係行政機関、関係団体等と本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携・協力して必要な事業を実施していくものとする。

なお、本事業における監視や捕獲等の対策結果については、関係機関、関係団体等で構成され年１回開催される「尾瀬国立公園シカ対策協議会」において情報共有を行い、他機関・団体における対策と連携・調整を図る。また、併せて専門家で構成された「尾瀬国立公園シカ対策アドバイザー会議」においても、本事業の監視や対策結果について報告を行い、それらの評価や助言・指導を受け随時事業へ反映することを検討する。